

6 基幹教育における授業・試験に関する合理的配慮について

障害（慢性疾患・難病を含む）があり、通常の講義の受講に困難を生じている場合は、状況に応じて、授業・試験に関する合理的配慮の申請をする事ができます。申請を希望する学生は、まずは相談窓口まで連絡をしてください。

〈申請の流れ〉

1. 相談の申し込み

右記の相談窓口以外にも、キャンパスライフ・健康支援センターのHPでもweb相談を受け付けています。

2. 合理的配慮要望書の作成

インクルージョン支援推進室の担当者と面談の上、授業・試験に関する合理的配慮要望書を作成します。

* 配慮申請には、医師からの診断書（写し）等の証明が必要となる場合があります。

3. 要望書を提出

作成した要望書を学生支援課へ提出します。提出の際は、自分の連絡先・科目名・教員名等、間違いがないか確認しましょう。

4. 配慮内容の検討

提出された要望書は、基幹教育院で確認の上、配慮内容の検討が行われます。（1～3週間程度）配慮が決定されるまで、時間がかかる場合がありますので、申請は授業期間開始前に余裕を持って行いましょう。

5. 配慮の通知

配慮内容が決定すると、申請をした学生には配慮申請通知、授業担当教員には配慮依頼文が送付されます。

6. 授業担当者との相談（建設的対話）

授業の目的や形態との関連により、実施する配慮内容は授業によって変わることがあります。実施する配慮の具体的な内容については、各授業担当教員からの配慮依頼文への返答（書面による建設的対話）を確認し、さらに詳細な検討が必要な場合には教員と直接相談（メール・面談等による建設的対話）をしてください。書面もしくは直接の対話で教員との合意が形成された日より、配慮が実施されます。

7. 建設的対話不調時の対応

教員との直接の相談後も合意形成ができない場合、合理的配慮コーディネーターへの申し出を行うことで、基幹教育院から調整案が学生と教員に提案されます。

8. モニタリング

合理的配慮がどのように実施されているのかという点について、障害者支援推進委員会によるモニタリングを実施しています。

合理的配慮とは

障害のある人とない人の平等な機会を確保するために、大学や周りの人等が過重な負担のない範囲で実施すべき配慮です。合理的配慮では教育の本質を変更しない範囲内で、障害の状態に合わせて授業方法の変更や調整が行われます。

相談窓口

キャンパスライフ・健康支援センター
インクルージョン支援推進室
（センター1号館1階）

TEL: 092-802-5859

Mail: inclusion@chc.kyushu-u.ac.jp

申請が不要な配慮

授業中の服薬・水分補給、授業を受ける上で必要な機器（PC、タブレット、ルーペ、単眼鏡、書見台等 ※ノイズキャンセリングヘッドホン・サングラスを除く）の使用、オンライン授業におけるカメラのOFF、緊急時の対応（危機管理マニュアルに則って対応）は原則として配慮の申請は不要です。（上記の項目であっても授業目的や安全上、制限がある場合がありますので、担当教員の指示に従ってください。）

不服の申し立て

もし配慮内容に不満や疑問がある場合は、不服の申し立てをすることができます。申し立てを希望する場合は、学生支援課窓口にご相談してください。

長期履修学生制度

障害・疾患があるなどの理由により修学に相当な制限を受ける学生は「長期履修学生制度」の対象となります。この制度を活用することで、留年や休学として取り扱われることなく、修業年限を越えての計画的な履修が可能となります。詳しくは所属学部の相談窓口まで相談してください。